



## スマホ申告について

今年も残すところわずかになりました。段々と寒さが厳しくなりますが、元気に新年を迎えましょう！

### 【確定申告書 作成編】



令和元年からスマホ一つで確定申告を作成できるようになっています。必要な資料を手許にご準備し、案内に従い入力をしていくことで時間を選ばず、税務署や申告会場に足を運ばずに申告ができるメリットがございます。

令和7年から所得税の申告書作成画面がスマホ画面用に対応しますのでより一層便利になります。

(年金所得・医療費控除・ふるさと納税される方は特におすすめです)

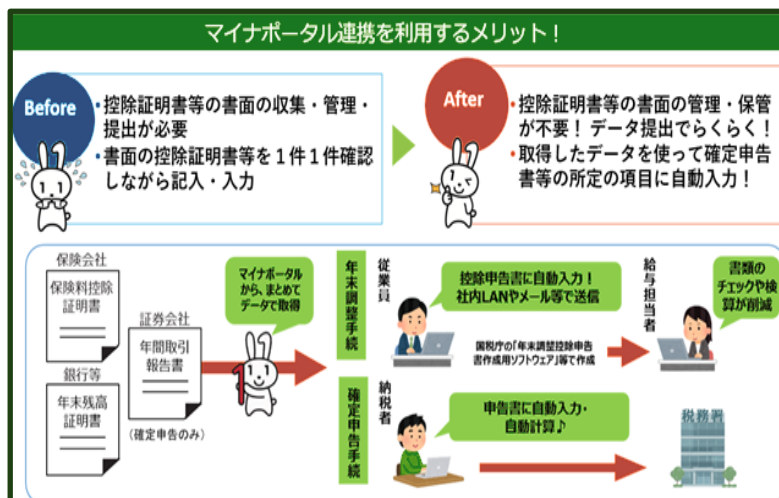
#### ～申告書作成について～

- ① 申告書アプリ (free、マネフォードなど)
- ② 国税庁の「確定申告書等作成」にアクセス  
上記、画面の指示に従い必要箇所を入力し作成。

マイナポータルを登録していると行政機関や保険会社、金融機関等から申告書作成に必要な各証明書がデータで届き、そのまま申告書に自動で取り込むことができるので計算・入力ミスがなくなります。

【マイナポータル連携について】

[https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6\\_smart\\_shinkoku/index.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/r6_smart_shinkoku/index.htm)



### 【確定申告書 送信編】



申告書の作成ができましたら送信の準備に入りましょう。

#### ・マイナンバーカードを持っている場合 (マイナンバー方式)

⇒スマホで読み取りのみ。令和7年1月から android 端末限定でマイナポータルアプリから

「電子証明書の利用申請・登録」をおこなえば読み取りが不要になります。

#### ・マイナンバーカードを持っていない場合 (ID・パスワード方式)

⇒税務署に番号を発行する手続きが必要になります。(手続きに時間がかかるため紙提出がおすすめです)

上記それぞれの方式で e-Tax にデータを送信すれば完了になります。

※送信が完了した申告書は紙またはデータで保管しておきましょう。

【e-Tax 送信について】 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/smartphone-mynportal-etax/>

### 【R6 年度から贈与税申告も】

現金の贈与、特例を適用する際でもスマホ一つで作成申告することが 今年から可能になります。

作成入力マニュアル・動画説明については令和7年1月に下記サイトに掲載予定となっております。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/tokushu/keisubetsu/zouyozei.htm>